

提供先22	都道府県知事等								
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第8号別表第二（第87項） ・ 番号法別表第二主務省令第44条 								
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条（支援給付の実施）第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条（施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施）第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収（同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 								
③提供する情報	・ 保険給付の支給に関する情報								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・ 国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 専用線</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 紙</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他（</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙	[<input type="checkbox"/>] その他（	）
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線								
[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）								
[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙								
[<input type="checkbox"/>] その他（	）								
⑦時期・頻度	情報照会の都度								

提供先23	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二（第88項）
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条（一般疾病医療費の支給）第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[100万人以上1,000万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ・国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	情報照会の都度
提供先24	市町村長
①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二（第93項） ・番号法別表第二主務省令第46条第1項、第2項
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第12条（届出等）第3項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者（同法第9条第2号の第二号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。） ・介護保険法第27条（要介護認定）第1項の要介護認定、同法第28条（要介護認定の更新）第2項の要介護更新認定又は同法第29条（要介護状態区分の変更の認定）第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第32条（要支援認定）第1項の要支援認定、同法第33条（要支援認定の更新）第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2（要支援状態区分の変更の認定）第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第37条（介護給付等対象サービスの種類の指定）第2項の介護給付等対象サービスの種類の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第27条（被保険者証の再交付及び返還）第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。） ・介護保険法施行規則第32条（資格喪失の届出）の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。） ・健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	被保険者資格に関する情報

